

# 身近な生きものの里

- 身近な生きものをシンボルとした生物多様性保全活動や地域づくり活動が行われている地域を「身近な生きものの里」として認定・支援する岡山市の制度
- 現在認定を受けている里 17地域

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例抜粋

(身近な生きものの里の認定)

第7条 市長は、身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができるものと認められる地域を、当該地域の住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により身近な生きものの里を認定しようとするときは、あらかじめ、岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 (略)

# 身近な生きものの里（認定要件①）

## 住民団体の要件

- 認定の申請に係る区域の住民で組織された団体又は申請区域に保全活動の拠点を置く団体
- 申請に当たって、町内会の推薦を受けた住民団体

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則抜粋

(住民団体の要件)

第3条 条例第7条第1項の規定による身近な生きものの里の認定を申請することができる住民団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 条例第7条第1項の規定による認定の申請に係る区域(以下「申請区域」という。)の住民をもって組織された団体又は当該申請区域に生物多様性の保全活動(以下「保全活動」という。)の拠点を置く団体であること。

(2) 申請区域で保全活動を行うことについて、当該申請区域に係る町内会の推薦を得た団体であること。

# 身近な生きものの里（認定要件②）

## シンボルとする野生生物の要件

- ア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。
- ア 申請区域内に生息又は生育している在来種。ただし、かつて生息又は生育していた種であって、現在はその生息又は生育が認められない、又は認めることが困難なもの復元を目的とする場合にあつては、復元することが学術的に問題ないと判断されるものに限る。
- イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができると認められる種
- ウ 絶滅のおそれのある野生生物
- エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

- (1) シンボルとする身近な野生生物が次に掲げる要件のうちア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。
  - ア 申請区域内に生息又は生育している在来種。ただし、かつて生息又は生育していた種であつて、現在はその生息又は生育が認められない、又は認めることが困難なもの復元を目的とする場合にあつては、復元することが学術的に問題ないと判断されるものに限る。
  - イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができると認められる種
  - ウ 絶滅のおそれのある野生生物
  - エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物

(2) (略)

# 身近な生きものの里（認定要件③）

## 区域の要件

- 次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。
  
  - イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

（1）（略）

（2）申請区域が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。

イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。